

毛利氏の制札の研究

富澤 一弘 ・ 佐藤 雄太

Seisatsu of Mouri Clan

Tomizawa Kazuhiro ・ Sato Yuta

序 章

第1節 研究の動機

筆者らはこれまでに、戦国時代では、後北条氏や武田氏など、南北朝時代では、今川氏や大内氏などの制札について研究を行ってきた。

制札とは、特定の場所で、主に禁止事項を周知させるためのものであり、掲示される場合は、主として木札で掲げられた。制札は、領国の支配政策を知る重要な指標であり、詳しくは次節で後述する。

本論文では、毛利氏の制札について検討していきたい。毛利氏は中国地方の大名で、鎌倉幕府の政所別当、大江広元の子季光を祖とし、季光の四男時頼以来、安芸吉田荘などを支配した。

戦国期、元就は周防国の大内氏、出雲の尼子氏らを打倒し、中国地方を支配した。元就死後、孫の輝元の代には、元就の子である吉川元春・小早川隆景との協力体制で勢力を広げていった。

豊臣秀吉の時代でも、中国地方8か国を任され、毛利輝元、小早川隆景が五大老に列せられるが、関ヶ原の戦いの後に周防・長門2か国に減封されるが存続し、明治に至った。

毛利氏は、以前検討を行った大内氏の領地を受け継いだ大名であり、同じ場所にも制札を発給している。本論文では毛利氏の制札の特徴を検討するとともに、大内氏の制札との比較も行っていく。

また、本論文で検討する戦国時代は、甲斐武田氏や後北条氏の場合、地域による使い分けや、文頭の表記の統一など制札の様式が大きく変化していた。毛利氏の場合、制札は時代により、どのように変化をしたかにも注目していく。

第2節 制札の概要

制札とは、一般的に、ある特定の場所において、特定の行為を禁止することを、不特定多数に告

知する文書である（註1）。禁制・定書・掟書、また近世では高札と呼ばれることもある。（本論文では、とくに断りのない場合は制札とする。）

条目は木の板に書かれて発給される場合と紙に書かれて発給される場合があった。紙で発給された場合は受けた者が木に写して掲示した。

禁令の掲示は奈良時代末からみられ、平安末期には朝廷の成文法が「制符」として発布され、このなかで奢侈禁制、博打の禁止、治安維持などが定められている（註2）。

鎌倉時代には幕府により、関東下知状として出され、徳政や博打禁制、また寺社に対しては検断使が入ることを禁じるなどの札が多く立てられた（註3）。しかし、制札として形が整えられるのは、室町時代に徳政・撰銭・喧嘩口論などの札が立てられてからである。

制札の様式は、まず禁制・^{（さだむ）}定・制札等と書き、その下に禁制の及ぶ範囲（「^{ところづけ}所付」と呼ばれる）を示し、次に禁令の要旨を普通三ヶ条、そうでない場合も奇数の箇条書であげ、違反者に対する処罰文言で結ぶというものである。最後に発給者（奉書形式の場合は奉者）が署判をするが、宛所は禁制の性格から言っていないのが普通であり、所付で示された場所になんらかの関係を有する者が、事実上の受領者となった。

室町時代には、農村・市の発達により法令の対象が拡大され、領民に告知する法令が多く出されるようになるとともに、戦乱のなかで兵火の災害を避けるため、寺社などは軍隊の通過・戦闘に先立って、その将の保護を求めて制札を申請することが多かった。

制札は当初、寺社に対する信仰の観念より保護する目的で与えられたと考えられているが、時代が進むにつれ、制札の申請の際、筆耕銭・取次銭・判銭・札銭といった手数料、もしくは兵糧などを支払うようになった。この軍隊の暴力から保護するための禁制は「かばいの制札」と呼ばれた。

戦国時代の動乱の中で、その需要が急速に高まると、大名の軍事資金調達の一手段として利用されるようになった。このなかで大名が新たに進出した地域では、同日付の制札を大量発給するという手法もしばしばとられていた（註4）。

【註】

- (1) 『日本史大事典』2（平凡社、平成5年2月）911－912頁
- (2) 大久保治男・茂野隆晴著『日本法制史』（高文堂出版、昭和63年5月）129頁
- (3) 三浦周行編『法制史の研究』（岩波書店、大正8年2月）91頁
- (4) 同（1）

第3節 収集した史料と全体の傾向

本論文で収集した制札は、『山口県史』資料編を中心に、『広島県史』『中世法制史料集』『大日本史料』『大日本古文書』などから収集した。

毛利氏の制札と関連文書は、調べた限り50通近く集めることができた。それら発給年毎の数を

示したのが以下の図である（図1、末尾掲載）。この図をみると、毛利氏の制札は弘治3年（1556）、永禄11年（1568）、天正13年（1585）に多く発給されており、制札はその前後に集中している。次章よりそれぞれの時期の制札を検討していく。

また、毛利氏全体の制札の文頭表記についてもここで述べておく。前述したが、制札の文頭に置かれる文言は「制札」や「禁制」、「高札」などがあるが、表記に傾向がみられる場合がある。例えば武田氏の場合は、「高札」という独自の表記が信玄時代にみられ、それは征服した地に多いという傾向がある。また、勝頼へと代替わりした際には、「禁制」への統一がおこなわれた。後北条氏の場合は、本国相模や支配力の強い地域では「禁制」が用いられる傾向がみられた。

毛利氏の制札で、文頭に表記される文言は「禁制」の場合が多く、他には「制札」や「掟」、「条々」などを文頭に置くも制札も、それぞれ少数みられた。内容については、「禁制」表記のものと、それ以外のものを比べても大きな違いはなく、文頭表記による制札の使い分けは行われたかははっきりしない。次章でこの点についても着目してみたい。

第1章 毛利氏の制札の初期の様式

第1節 毛利氏の制札の初見

本節では、調べた限り初めて発給された毛利氏の制札をみていく。毛利氏による制札の初見は天文17年（1548）10月17日付の安芸国佛通寺宛禁制であった【史料1】。

【史料1】

広島県編『広島県史』古代中世資料編Ⅳ（広島県、昭和53年3月）468頁

豊田地区 佛通寺文書

三四 毛利元就禁制 ○東大影寫本ニヨル

禁制条々 佛通寺

一毛利人数濫妨狼籍事

一竹木採用之事

一喧嘩之事

右堅加制止訖、於違犯之輩者、可處嚴科者也、仍制札如件、

天文十七年十月十七日

右馬頭（花押）

この制札の宛所である佛通寺は、以前より小早川氏などの制札が残されている（註1）。しかし、この時の元就による制札と同様のものはないので、かつての制札の追認ではなく、毛利氏が主体となって発給したと考えられる。

先の制札が発給された天文17年10月頃は大きな戦いはなかったが、制札の内容は、毛利軍の乱

妨狼藉と竹木の切り取り、喧嘩の禁止が定められており、典型的な戦時の制札であると言える。天文12年5月に大内氏が大軍を率いて遠征したにも関わらず、尼子氏に敗走して以来、大内氏の勢力は衰えており、新たな実力者として毛利氏に期待があったのかもしれない。

この時期、他に制札はみられず、毛利氏の制札が多くみられるのは弘治3年からであり、次節で検討していく。

【註】

- (1) 佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第4巻 武家家法Ⅱ（岩波書店、平成10年5月）108頁

第2節 弘治3年前後の制札

大内氏を滅ぼした年である弘治3年（1557）、毛利氏の制札は5通あり、この頃より毛利氏の制札は増加していく。まず、この時期に発給された最初の制札をみってみる。

【史料2】

佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第4巻 武家家法Ⅱ（岩波書店、平成10年5月）275頁

四六一 小早川隆景佛通寺制札 ○佛通寺文書

制札

(安藝)
佛通寺

- 一 山境者、被任四至傍示、可令禁制事
- 一 山河殺生禁断之事
- 一 樵夫等手物及口論者、早可有注進事
- 一 春秋於野山放火者尋搜、交名可有注進之事
- 一 門前左右之植木採用之事

右、所定置若於違犯族者、諸人之郎從、不謂權門下司、可處嚴科者也、仍下知如件、

弘治三

貳月九日

(小早川)
平隆景（花押）

前節では、毛利元就の佛通寺宛制札をあげたが、この制札は元就の3男小早川隆景によるもので、元就のものとは内容は異なる。ここでは、山の境界の設定や樵の争論、野山への放火といった戦時における緊急のものではない特徴がある。

同年3月12日、毛利隆元と家臣による連署契状が出される【史料3】。

【史料3】

佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第4巻 武家家法Ⅱ（岩波書店、平成10年5月）
276頁

四六二 毛利隆元等連署契状 ○毛利文書

諸軍勢狼藉之儀、非法之段、不及是非候、是故毎度悪事出来候、然間、自今以後之儀、互申談、
此衆中、何之雖爲被官陸從、可加誅伐候、爲後日、相談之状如件、

弘治三

三月十二日

^(毛利)
隆元（花押）

（以下略）

これは厳密には制札ではなく、これまでに毛利軍が乱妨・狼藉をしているので、それを家臣らに禁止するよう命じているものである。軍勢の乱妨・狼藉の禁止は制札において、最も定められることである。また時期的にも、大内義長を討つ直前で、大規模な軍事活動を前に、先の狼藉禁止令が出され、それに応じて制札が立てられていったと考えられる。

大内義長討伐後も、各地に制札が発給された【史料4】。

【史料4】

山口県『山口県史』史料編中世2（山口県、平成13年2月）413頁

周防国分寺文書

四三 毛利隆元袖判同氏奉行人連署禁制

^(毛利隆元)
（花押783）

防府

禁制

国分寺

法花寺

一寺中坊室并院内舎宅等之四壁、竹木垣以下切破取事、

一寺家院内山野竹木採用堅停止之事、

一奥山為受用、他郷之者院内道出入禁制事、

以上

右三箇条堅加制止畢、若有違犯之族者、可処嚴科者也、仍下知如件、

.....（紙継目）.....

弘治三年八月十七日

^(仁保隆盛)
右衛門大夫（花押784）

（以下略）

これは周防国分寺に発給されたものであるが、他にも禅昌寺など周防各地にみられる。大内氏滅

亡直後は、その領国は不安定であり、同年11月には一揆もおこっている。これらを抑えるためにも、多くの場所に制札が立てられ、上述の文書などがそれであろう。

この時期の制札は、戦時におけるものがほとんどで、文頭に表記のあるものは「禁制」が多かった。しかし、制札の様式は一定しておらず、この時期、毛利氏の制札には統一的な様式はなく、受ける側の要望や前例の影響を強く受けていたためと考えられる。

第2章 永禄11年頃の毛利氏の制札

第1節 永禄11年前後の毛利氏の状況

永禄11（1568）年には、毛利氏の制札が4通発給され、翌年も4通とこの時期集中している。毛利氏は永禄9年に尼子氏を降伏させ、九州に勢力を伸ばしており、当時北九州を支配していた大友氏と対立していた。

同12年10月には大友氏の下に身を寄せていた、大内義隆の従兄弟にあたる大内輝弘が旧領回復のために周防国上陸し、また東では浦上氏とも対立、さらに尼子氏率人衆が出雲に侵入するなど各地で激しい戦いを繰り返していた。

第2節 永禄11年頃の毛利氏の制札の様式

この時期の毛利氏の制札は全体的に簡条書きの様式のものが増えていく【史料5】。

【史料5】

山口県『山口県史』史料編中世2（山口県、平成13年2月）853頁

禅昌寺文書 山口市

一六 毛利輝元袖判国司元武外四名連署掟書

（花押2335）

防州^{（吉敷郡）}鯖山

掟

禅昌寺

一於寺辺殺生禁断之事、

一寺中同山野竹木採用事、

一寺僧乱行不実、或悪口諍論、或非法猥輩之事、

一祠堂物号裁判、或擬徳政、構私用未尽輩并令借用仁、寄事於其時々弁償緩仁等事、

……………（紙継目）……………

一募権門威、非分之沙汰^{（幕）}狼籍人事、

右依為皆無縁所、諸人志祠堂物以勸進之助力、伽^{（幕）}濫堂舎加修復、并寺僧遂在寺、国家安全之御祈念朝暮之勤行無怠慢云云、然上者、守開基以来之寺法、可被遂其節之、若背此旨於有違犯之

族者、^(市川)経好随注進可被処罪科者也、依仰下知如件、
永禄拾一年八月廿八日 ^(国司元武)右京亮（花押2336）
（以下略）

この文書は掟書であるが、箇条書きで述べられている内容については、制札で掲示されるものと大差ない。この時期、他の制札をみると、箇条書きか簡潔に軍勢の狼藉を禁止する文書が多くなっている。

なお、この時期前出の周防国分寺にも制札が発給されている【史料6】。

【史料6】

山口県『山口県史』史料編中世2（山口県、平成13年2月）413頁

国分寺蔵文書 防府市

周防国分寺文書

四五 毛利輝元禁制

禁制 周防国分寺

一於寺中諸人止宿事、

一於寺内馬庭乗、同鞍馬出入事、

一於寺辺殺生事、

右三ヶ条堅固加制止畢、若有違犯之族者、可処嚴科者也、但止宿之事者、依時宜至令裁許者非制限、仍下知如件、

永禄十一年三月三日

輝元（花押790）

周防国分寺には、文明15年（1483）10月16日付大内政弘制札と享禄2年（1529）5月3日付の大内義隆制札があり、内容は先の毛利輝元のものと同じである（註1）。周防国分寺は南北朝時代か、それ以前より大内氏と深い関わりをもっていた（註2）。そこに同内容の文書が発給したということは、毛利氏が大内氏の継承者として認められ、また毛利氏も、大内氏の遺領を継承していくとともに、文書の様式も継承していったことを示していると言える。

【註】

（1）山口県『山口県史』史料編中世2（山口県、平成13年2月）407頁

（2）同（1）63頁

第3章 天正13年頃の毛利氏の制札

第1節 天正13年頃の毛利氏の状況

天正13年（1585）前後に毛利氏の制札は、再び多く発給されている。この年、7月11日、羽柴秀吉は関白に就任し、9月9日には豊臣姓を賜った。小早川隆景は秀吉の紀州征服を海から支援し、四国平定においては、吉川元春ともに伊予へ侵攻した。この戦功として、隆景は伊予35万石を領した。

同14年の豊臣秀吉の九州進行にも毛利氏は出陣し、10月8日には小倉城を落城させている。この月の15日に吉川元春は小倉城で病没している。この後小早川隆景は、伊予に代えて筑前一国と筑後・肥前各2郡を与えられた。

第2節 伊予国への制札

前述の伊予国への進攻の際、小早川隆景の制札が、吉川元春との連名を含むと5通みられる。そのうちの1通をみる【史料7】。

【史料7】

東京大学史料編纂所『大日本史料』第11編之9（東京大学出版会、平成5年8月）30頁

[大禅寺文書] ○伊豫

禁制

大善寺

右、諸軍勢甲乙人等、濫妨狼籍之事、堅令停止畢、若背此旨、於有違犯之族者、可處嚴科者也、仍下知如件、

小早川

天正十三年九月三日

左衛門佐（花押）
（隆景）

これらは全て軍勢の乱妨・狼藉を禁止する簡潔なもので、文頭の表記は「禁制」となっている。侵略地において安全を緊急的に保障する性格が強く、簡潔なものになったと言える。毛利氏の場合、大内氏を滅ぼした際も、統一的な制札はみられなかったが、この時期になると、大大名として権力が確立したため、制札を受ける側をそれほど留意する必要がなくなったと考えられる。

一方で本国においては、周防国分寺に再び制札が発給されている【史料8】。

【史料8】

山口県『山口県史』史料編中世2（山口県、平成13年2月）435頁

周防国分寺文書

一一六 毛利輝元袖判制札

禁制 防州国分寺并^{法花寺}惣寺領中^{安楽寺}

^(毛利輝元)
(花押888)

- 一於寺中、従年始御祈禱付而入来聴聞之仁、喧嘩口論、曾停止之但於狼籍^(幕)之族者、不寄御家人、
双方可被成御下知事、
- 一於寺中、無裁許者、甲乙之仁止宿停止之、若有子細裁許者、寄宿之時、女人不可供宿之、何茂
無猥可守此旨事、
- 一於寺家領、夜盜悪党出来之時者勿論、喧嘩口論之於子細者頓不可一途之、従寺家任注進之可被
成 御下知事、
- 一於寺領山野、竹木採用并土石以下聊以停止之、
付、百姓耕作付而、苜執之牛馬於私曲者、相応之咎可申付事、
- 一於寺内、殺生禁断馬乘以下高声無益事、諸篇停止事、
右条々加制止畢、若背此旨於違犯輩者、可処嚴科者也、
殊 勅願所云御祈禱所、依 仰下知如件、
天正十三年六月八日 国司右 京 亮^(元武) (花押889)

(以下略)

この文書では、細かく5箇条が定められており、戦時の簡潔なものとは異なる。内容は、寺内での狼籍の禁止や、夜盗や竹木を切り取る者を取り締るなど寺の秩序を守るためのものであり、持続性を持っていることが考えられる。

戦地では簡略化する一方で、ある程度の安全が確保されている地域において、内容が複雑化していく傾向は、他大名家でもみられる。この安全な地での制札が、江戸以降の定書などに繋がっていくものと言える。

第4章 毛利氏の戦国最末期の制札

第1節 関ヶ原の合戦前後の毛利氏の制札

慶長5年（1600）、関ヶ原の合戦が行われるが、この時期毛利氏の制札はなく、小早川秀秋の制札が何通かみられるだけである【史料9】。

【史料9】

東京大学史料編纂所『史料綜覧』第10編911冊（東京大学出版会、昭和40年10月）15頁

[久保村八幡宮文書] ○備前

禁制 窪宮

一殺生之事

一牛馬放飼之事

一伐林竹木之事

右違犯之輩於有之者、可被處嚴科者也、

慶長六年 稲葉内匠頭

六月朔日 通政（花押）

この制札は、戦時における簡潔なものであり、また小早川秀秋は、もともと秀吉の養子であるため、毛利氏より豊臣氏としての性格が強いと考えられる。そのため、関ヶ原の合戦頃の毛利氏の制札の特徴は検討することができなかった。

第2節 毛利氏の制札の終見

毛利氏の制札の終見は、慶長14年（1609）3月20日付毛利輝元制札であった【史料10】。

【史料10】

東京大学史料編纂所『大日本史料』第12編之6（東京大学出版会、昭和45年3月）182頁

〔萩藩閩閩録〕二十 桂勘右衛門

禁制

一當城見物停止之事、

一諸商人并他國之者、不能案内登城停止之事、他國之者ニハ、於其時理可申聞、

一竹木採用、并鹿狩停止之事、

右條々於相背者、可處嚴科者也、

輝元公

慶長十四年三月廿日

御判

これは3箇条の簡潔な制札で、内容は高嶺城周辺の治安を守るものである。すでに戦国時代は終わり、徳川氏により幕府が開かれ、緊急性を要する制札は必要なくなっていた。この時期まで明確に「禁制」や「制札」と書かれた文書は珍しい。

次に慶長14年の毛利宗瑞（輝元）の法度をみていく【史料11】。

【史料11】

東京大学史料編纂所『大日本古文書』家わけ八ノ四（東京大学出版会、大正45年8月）357頁

一四六一 毛利宗瑞輝元法度案

定

一喧嘩口論堅制禁之上、若於違背之族者、不論理非、双方可成敗、依或知音或親類之好、令負最者、從本人爲曲事間、急度可申付事、
一不可押買狼藉^(舊)之事、
一濫不可剪採竹木、并作毛不可荒之事、
一不可論石場事、
一普請中人返之儀、一切令停止之訖、於有申趣者、歸國之上可及沙汰事、
右条々、所定置如件、
御墨印 慶長十四年五月廿一日

この文書は法度で、文頭には「定」と書かれている。しかし、2箇条目には押買狼藉の禁止、3箇条目には竹木の切り取りの禁止といった制札で定められるものが含まれている。

戦国時代が終結し、平穏な時代になると幕府や藩からの法度として、竹木の切り取りなど、制札で禁じられていたことが定められるようになる。

毛利氏の場合も、他の大名と同じく、戦時における緊急性が必要のない江戸時代となると、制札は定期的に出され、継続性を持つ法度や定に統一されていった。

終章

本論文では、毛利氏の制札の検討を行ってきた。毛利氏の制札と関連文書は50通近く収集することができたため、制札数の変遷を表したグラフ（図1）は多い時期と少ない時期を明確に分けられた。その制札数の増減も、大内氏の討伐、九州への進攻といった明確な背景をみることができた。

制札の文頭の表記については、多くは「禁制」が使われており、地域や時代による変化はみられなかった。これは毛利氏以前、この地方を支配した大内氏の時代と同様であった。

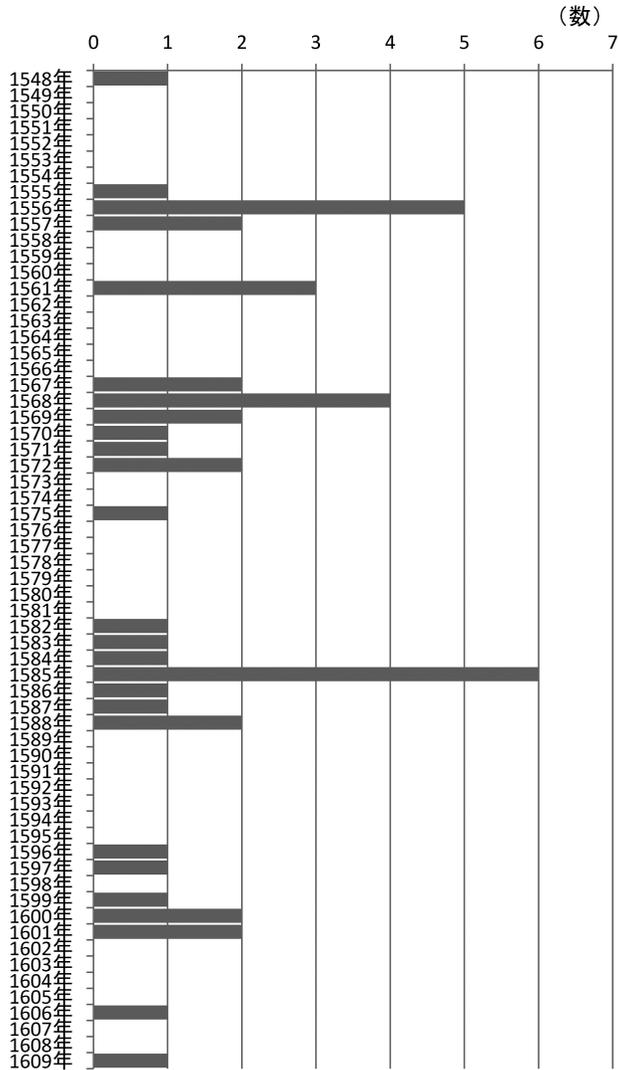
他に大内氏の制札との比較について、本論文では周防国分寺の場合を検討した。初期は大内氏の様式を踏襲したが、時代が進むにつれて変化していった。その理由は、毛利氏の権力の拡大と時代の変化によるものと考えられる。

なお、本論文では毛利氏の制札の様式に明確な画期が見出せなかった。本論文では、時代による変化に焦点を当ててきたため、地域に対しては検討が及ばなかった部分も多いので、今後の課題としたい。

また、海上交通に関する文書、例えば船の渡し賃について定めた文書がみられたが、検討が及ばなかった。大内氏でも類似の文書が残されており、この点についても今後の課題としたい。

（とみざわ かずひろ・本学経済学部教授／

さとう ゆうた・本学大学院経済・経営研究科博士後期課程）



『山口県史』史料編
 『広島県史』古代中世資料編
 『大日本史料』などを参考に作成

図1 毛利氏の制札の量の変遷

参考文献

- 佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第4巻武家家法Ⅱ（岩波書店、平成10年5月）
- 東京大学史料編纂所編『大日本史料』（東京大学出版会、明治34—刊行中）
- 広島県編『広島県史』古代中世資料編Ⅳ（広島県、昭和53年3月）
- 藤木久志編『毛利氏の研究』（吉川弘文館、昭和59年1月）
- 防府市史編纂委員会編『防府市史』通史編（防府市、平成16年3月）
- 山口県編『山口県史』史料編中世2（山口県、平成13年2月）
- 山口県編『山口県史』史料編中世3（山口県、平成16年3月）
- 山口県編『山口県史』史料編中世4（山口県、平成20年10月）

毛利氏の制札の研究 (富澤・佐藤)

毛利氏の制札一覧

元号	西暦	月	日	文類	花押などの様式	勢力	発給国	所 載	発給の主体	宛 所	出 典	
応永23	1416	6月	15日	事	本文後の日付の下に姓名と花押	小早川氏	安芸国	佛通寺文書	小早川隆平	仏通寺興隆神師	『大日本史料』第7編第24冊398頁	
天文17	1548	10月	17日	毛利元就禁制	3箇条	毛利氏	安芸国	佛通寺文書	毛利元就	佛通寺	『史料総覧』第9編910冊・『広島県史』古代中世資料編Ⅳ468頁	
弘治1	1555	10月	18日	安藝廣瀬社遷家作制禁定書	なし	文	毛利氏	安芸国	佛通寺文書	大願寺宛	『中世法史料集』第4巻武家法家Ⅱ270頁	
弘治3	1556	2月	9日	小早川隆景制札	制札	5箇条	小早川氏	安芸国	佛通寺文書	小早川隆景	佛通寺宛	『中世法史料集』第4巻武家法家Ⅱ275-276頁
弘治3	1556	3月	12日	毛利隆元等遷書契約	なし	文	毛利氏	毛利氏領内	毛利隆元・平賀廣相・熊谷直信・中村元明・遊員・兼定・阿曾直徳秀・小早川隆景	毛利氏領内	『中世法史料集』第4巻武家法家Ⅱ276頁	
弘治3	1556	3月	22日	毛利隆元禁制案	禁制	文(1箇条)	毛利氏	周防国	瑞松庵文書	毛利隆元	山口県史」資料編中Ⅲ3 741頁	
弘治3	1556	4月	2日	毛利隆元禁制	禁制	文(1箇条)	毛利氏	長門国	原文文書	毛利隆元	原土佐守分衛厚東井本田付一ノ原・阿武郡檜郷内山口立文書館蔵二箇条	
弘治3	1556	4月	18日	周防備前渡船貸定書寫	之書	5箇条	毛利氏	周防国	長防風土記三十四三田尻字写	山口備前渡	『中世法史料集』第4巻武家法家Ⅱ276-277頁	
弘治3	1557	8月	17日	毛利隆元袖判同氏奉行入達書禁制	禁制	3箇条	毛利氏	周防国	周防国分寺文書	毛利隆元	周防国分寺・法華寺宛	
弘治3	1557	9月	15日	毛利元就禁制	擬	5箇条	毛利氏	周防国	神昌寺文書	毛利元就	神昌寺宛	
永祿4	1561	11月	15日	毛利隆元禁制	禁制		毛利氏	豊前国	長防風土記 大森文書	毛利隆元	稲倉村宛	
永祿4	1561	11月	22日	毛利隆元禁制	禁制		毛利氏	周防国	松崎神社文書	毛利元就	山口県史」資料編中Ⅱ280頁	
永祿4	1561	11月	25日	毛利隆元禁制	宛所	5箇条	毛利氏	周防国	防府天満宮文書	毛利隆元	天満宮宛	
永祿10	1567	8月	4日	毛利隆元下知状	なし	文(1箇条)	毛利氏	周防国	周防国分寺文書	毛利隆元	周防国分寺・法華寺宛	
永祿10	1567	9月	5日	毛利隆元祝書	擬	5箇条	毛利氏	周防国	出雲神社文書	毛利隆元	周防国二宮宛	
永祿11	1568	3月	3日	毛利隆元禁制	禁制	3箇条	毛利氏	周防国	周防国分寺文書	毛利隆元	周防国分寺宛	
永祿11	1568	8月	5日	吉川元春外二名連書禁制	禁制	文(1箇条)	毛利氏	長門国	武久家文書	吉川元春・福原貞俊・小早川隆景	山口県史」史料編中Ⅳ4 295頁	
永祿11	1568	8月	28日	毛利隆元袖判国司元武外四名連書契約	擬	5箇条	毛利氏	周防国	神昌寺文書	国司元武・栗屋元良・栗屋元種・上総介兼・市岡経好	山口県史」史料編中Ⅱ2 853頁	
永祿11	1568	10月	26日	毛利元就・隆元禁制	禁制		毛利氏	備前国	黄檗古簡集	毛利元就・隆元	備前熊野社宛	
永祿12	1569	6月	9日	毛利隆元袖判禁制	禁制	5箇条	毛利氏	長門国	忌宮神社文書	毛利隆元	長門国二宮宛	
永祿12	1569	11月	3日	毛利隆元袖判禁制	禁制	文(1箇条)	毛利氏	長門国	武久家文書	毛利隆元	山口県史」資料編中Ⅳ4 295頁	
永祿12	1569	11月	10日	毛利隆元袖判同氏奉行入達書禁制	禁制	文(1箇条)	毛利氏	周防国	神昌寺文書	毛利隆元・春香社記・国司元武	山口県史」資料編中Ⅱ2 853頁	
永祿12	1569	11月	10日	毛利隆元禁制	制札	文(1箇条)	毛利氏	長門国	山口大神宮文書	毛利隆元・春香社記・国司元武	伊勢町前社領有保・厚保	
永祿13	1570	2月	2日	毛利隆元禁制	禁制	文(1箇条)	毛利氏	出雲国	日御崎神社文書	毛利隆元	日御崎神社	
元亀2	1571	8月	2日	毛利隆元禁制	禁制	文(1箇条)	毛利氏	周防国	毛利氏四代実録 考證論断十一	毛利隆元	西乃寺宛	
元亀3	1572	2月	9日	毛利隆元禁制	なし	文(1箇条)	毛利氏	安芸国	福成寺文書	毛利隆元・春香社記・元武・栗屋元良・栗屋元種・栗屋元通	山口県史」資料編中Ⅱ2 927頁	
元亀3	1572	6月	17日	毛利隆元禁制	禁制	3箇条	毛利氏	周防国	龍福寺文書	毛利隆元	山口県史」資料編中Ⅲ3 725頁	
天正3	1575	8月	7日	毛利隆元袖判提案書寫	擬	5箇条	毛利氏	長門国	恒石八幡宮文書	国司元武	山口県史」資料編中Ⅲ3 1010頁	
天正10	1582	6月	6日	毛利隆元袖判禁制	禁制	文(1箇条)	毛利氏	長門国	横崎家文書	毛利隆元・春香社記・国司元武	山口県史」資料編中Ⅲ3 1010頁	
天正11	1583	3月	13日	毛利隆元禁制	擬之事	17箇条	毛利氏	安芸国	野坂文書	毛利隆元	山口県史」資料編中Ⅲ3 1010頁	
天正12	1584	6月	25日	赤川十郎左衛門尉・栗屋元信禁制	禁制	文(1箇条)	毛利氏	安芸国	福成寺文書	赤川十郎左衛門尉・栗屋元信	山口県史」資料編中Ⅲ3 1010頁	
天正13	1585	4月	24日	毛利隆元袖判禁制	禁制	12箇条	毛利氏	長門国	忌宮神社文書	毛利隆元	山口県史」資料編中Ⅲ3 1010頁	
天正13	1585	6月	8日	毛利隆元禁制	禁制	5箇条	毛利氏	周防国	防長寺証文 二十二防府国分寺二	毛利隆元	山口県史」資料編中Ⅲ3 1010頁	
天正13	1585	6月	27日	小早川隆景・吉川元長制札	禁制	文(1箇条)	毛利氏	伊予国	毛利氏四代實録 考證論断二十六	小早川隆景・穴戸弥三郎・吉川元長・福成寺文書	山口県史」資料編中Ⅲ3 1010頁	
天正13	1585	9月	3日	小早川隆景禁制	禁制	文(1箇条)	毛利氏	伊予国	大禰寺文書 ○伊予	小早川隆景	山口県史」資料編中Ⅲ3 1010頁	
天正13	1585	9月	13日	小早川隆景禁制	禁制	文(1箇条)	毛利氏	伊予国	龍澤寺文書 ○愛媛縣史料探訪日録三所収	小早川隆景	山口県史」資料編中Ⅲ3 1010頁	
天正13	1585	12月	3日	小早川隆景禁制	禁制	文(1箇条)	毛利氏	伊予国	宇和郡住持城主記事 法花淨土之記	小早川隆景	山口県史」資料編中Ⅲ3 1010頁	
天正13	1585	12月	3日	小早川隆景禁制	禁制	文(1箇条)	毛利氏	伊予国	北之河原記 ○伊豫	小早川隆景	山口県史」資料編中Ⅲ3 1010頁	
天正14	1586	6月	1日	毛利氏分国提案書	条々	3箇条	毛利氏	毛利氏領内	右田毛利家文書	毛利氏	山口県史」資料編中Ⅲ3 482頁	
天正15	1587	2月	6日	小早川隆景禁制	禁制		毛利氏	豊前志	豊前別当文書	毛利隆元	山口県史」資料編中Ⅲ3 1060頁	
天正16	1588	5月	30日	毛利隆元袖判法度案書	法度	3箇条	毛利氏	毛利氏領内	末國家文書	毛利隆元	山口県史」資料編中Ⅲ3 1060頁	
天正16	1588	11月	20日	吉川広家制札	なし	文	毛利氏	永興寺文書	吉川広家	永興寺宛	山口県史」資料編中Ⅲ3 1060頁	
文祿5	1596	2月	5日	国司元武宛写	擬	3箇条	毛利氏	建興院文書	国司元武	建興院宛	山口県史」資料編中Ⅲ3 1060頁	
慶長1	1596	8月	5日	毛利隆元提案書	定	5箇条	毛利氏	山田家文書	毛利隆元	山田元宗宛	山口県史」資料編中Ⅲ3 623頁	
慶長2	1597	5月	5日	国司元武宛写	擬	3箇条	毛利氏	建興院文書	国司元武	建興院宛	山口県史」資料編中Ⅲ3 623頁	
慶長5	1600	7月	26日	小早川秀秋禁制	禁制		毛利氏	小早川氏			山口県史」資料編中Ⅲ3 623頁	
慶長6	1601	6月	1日	小早川秀秋禁制	禁制	3箇条	毛利氏	備前国	久保村八幡宮文書	稲葉通政	山口県史」資料編中Ⅲ3 623頁	
慶長6	1601	6月	1日	小早川秀秋禁制	禁制	3箇条	毛利氏	備前国	西大寺文書	稲葉通政	山口県史」資料編中Ⅲ3 623頁	
慶長11	1606	3月	23日	毛利隆元勅具御出禁令	禁制	3箇条	毛利氏	毛利氏領内	萩藩間諜録 五十四人江七郎左衛門尉	毛利隆元・春香社記・元武・栗屋元良・栗屋元種	山口県史」資料編中Ⅲ3 623頁	
慶長14	1609	3月	22日	毛利隆元禁制	禁制	3箇条	毛利氏	周防国	萩藩間諜録 二十二穂右衛門	毛利隆元	山口県史」資料編中Ⅲ3 623頁	
慶長14	1609	5月	21日	毛利宗瑞法度案	定	5箇条	毛利氏	毛利氏領内	毛利家文書	毛利宗瑞	山口県史」資料編中Ⅲ3 623頁	